

整理番号	3-2-4-1
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費・事務所費・人件費)		
内容	PCウイルス対策ソフト更新料		
年月日	平成30年4月分使用料	金額	403 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所 PC のウイルス対策用ソフト更新
使途	平成30年4月分使用料 (H29 計上分残額)
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>※使用実績が正確に算出できない為充当限度割合を用いる。政務調査活動・後援会活動に使用している為、購入額の1/2で算出する。また、年度区切りの為、平成29年5月から平成30年3月分までは平成29年4月に計上済 <3-2-4-17> 。</p> <p>平成30年4月利用分のみ計上する。</p> <p>セキュリティー更新とウイルス診断・駆除サービスで期限が異なるが、合計で支払の為年間更新料として合計金額を月割りして計上する。</p> <p>¥9,676 × 1/12 = ¥806.33・・・(小数点以下切り捨て)</p> <p>領収書原本は <3-2-4-17> に添付済。</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で使用の為	806 円	1/2	403 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-2-4-1

モバライ☆ 領収書 (お客様控)

領収日 2017年04月21日 14時36分 収納店舗 227028 浜松三島町
受付番号 30511083 確認番号 571581511 申込No. 2270271115257691
事業者名 シマンテックストア. jp
注文番号 00082958878704249
お客様氏名 小楠 和男
お支払金額 9,676円 ご注文商品又はお申し込み



お問い合わせ先 シマンテックストア. jp
電話番号 03-5642-2682

この領収書は大切に保管してください。
お支払い後の返金は店舗ではお受けできません。
お支払い内容に関しては事業者へ直接お問合せください。
収納代行会社 株式会社電算システム

※ 領収書原本は < 3-2-4-17 > に添付



小楠和男 <kouenkai@ogusukazuo.jp>

【シマンテックストア】 製品ご利用に関するご案内

3-2-4-1

シマンテックストア <order@mail.nortonstore.jp>

2018年4月23日 20:11

To: kouenkai@ogusukazuo.jp



この度はシマンテック製品をご購入いただき、誠にありがとうございます。
決済手続きが完了いたしましたので、製品のご利用に必要な情報をお送りいたします。

注文番号： [REDACTED]
ご注文日： 2018/04/12 11:02:57

ご注文内容

[ご注文商品1]	ノートン・インターネットセキュリティ 更新サービス延長
[カテゴリ]	製品延長
[数量]	1
[プロダクトキー]	[REDACTED]
[ご注文商品2]	ウイルス診断・駆除サービスプラス 1年版
[カテゴリ]	サービス
[数量]	1

※プロダクトキー(アクティブ化コード、ライセンスキー)は製品をご利用いただく際に必要なものです。必ず大切に保管してください。

延長後の日数：残り384日

製品を起動し、有効期間が正しく反映されていない場合はこちらをご参照ください。

ウイルス診断・駆除サービスプラスのご利用方法

ご使用中のデバイスがウイルスに感染しているもしくは疑いのある場合、またはデバイスに問題が発生した際やトラブルが起きた場合は、下記窓口にご連絡いただきますと専門スタッフの案内でサービスがご利用いただけます。

サービスセンター

電話番号：03-5642-2694

営業時間：10：00-19：00（365日営業）

チャットサポートからもご利用いただけます。（年中無休、24時間対応）

製品やご購入に関するお問い合わせについて

ご購入いただいた製品の操作方法、代金のお支払い方法、製品のダウンロード方法、領収書の発行方法などはシマンテックストアにお問い合わせください。

ノートン アカウントや登録についてご不明な点はこちらをご参照ください。

よくある質問やお問い合わせ先はお客様サポートをご参照ください。

シマンテックストア

整理番号	3-2-4-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	平成30年4月～平成30年9月分購入料	金額	12,236 円

目的	世界・日本経済の情勢・状況調査
使途	書籍名：週刊東洋経済の購入料
政務活動・ 県政との 関連性	日本経済の動向を調査し、政策や県議会質問等の参考とする
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>※ 平成29年9月23日号～50冊分 先払い ¥26,600 (平成29年7月13日支払済)</p> <p>※ 購読期間より計上金額算出 26,600円 ÷ 50冊 = 532円</p> <p>平成29年9月～平成29年3月分 27冊 として、平成29年7月計上済。<3-2-7-6></p> <p>(532円 × 27冊 = 14,364円) ※ 領収書原本添付</p> <p>年度区切りの為、4月以降分計上。 532円 × 23冊 = 12,236円</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12,236 円	100%	12,236 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

FAX : 03-3688-8901

3-2-4-2

(東洋経済新報社 予約サービスセンター)

P. 299

平素は格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

ご契約いただきました定期購読期間が満了となります。引き続きご購入いただきますようお願い申し上げます。

■ご継続手続きについて

ご希望の購読期間をお選びいただき、下記いずれかの方法にてお支払いいただければお手続き完了となります。銀行振り込みをご希望の場合は「東洋経済予約サービスセンター」までご連絡をお願いします。なお、東洋経済オンラインストアからもお手続きいただけますので「東洋経済 定期購読」で検索ください。

※継続を希望されない場合も、お手数ですが「東洋経済予約サービスセンター」までご連絡をお願いいたします。

【東洋経済予約サービスセンター】 TEL 0120-206-308(土日・祝日を除く9:30~17:20)

【ご契約内容】

雑誌名 『週刊東洋経済』

現契約終了号 17年09月23日号

新契約開始号と冊数 17年09月30日号 から

50冊 又は 150冊

購読料金 26,600円 又は 59,850円

購読者番号

※ご継続は、購読料金が割安な長期購読がお得です。左の振込み用紙上段をご利用ください。

お支払い方法

①「コンビニエンスストア」または「ゆうちょ銀行」から

②クレジットカード

下記のカード支払依頼書にご記入のうえ FAXまたは返信用封筒でご返送下さい。各カード会社の会員規約に基づき、ご指定の口座から引き落としさせていただきます。

自動継続

右下の自動継続署名欄にご署名ください。

※ご入金確認後の中途解約は受け付けかねますのでご注意ください。

振替払込請求書兼受領証


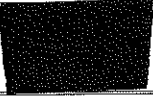
記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

口座記号番号	0	0	1	7	0	7	通帳記号 の印入 首 負 担	
			8	8	0	0	6	1
加入者名	株式会社 東洋経済新報社							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				2	6	6	0	0
ご依頼人	【住所等非表示払込書】 小楠 和男 様							
料金備考	日 附 印							
	29-07-13 浜松寺脇 郵便局 (23299) N94250020							

この受領証は、大切に保管してください。(CVS店舗控)

※全収書原本は < 3-2-7-6 > (= 添付済)

整理番号	3-2-4-3
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費) 事務所費・人件費		
内容	ホームページの使用ドメイン更新費用		
年月日	平成30年4月～平成30年10月分更新料	金額	3,276 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》 1年ごとの更新の為、平成29年11月～平成30年3月分まで平成29年11月分で計上済。 <3-2-11-2> (平成29年11月6日支払・計上額 ¥2,340) ※ 領収書原本 添付済 $¥11,232 \times 1/12 = ¥936$ (1か月分) $¥936 \times 7\text{か月分} = ¥6,552$</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動・政務活動で 使用している為	6,552 円	1/2	3,276 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

H30年度 充当

(3-2-11-2)

整理番号	3-2-11-2
会派代表者	経理担当者
経理責任者	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民政革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究・研修費 (立憲広報紙)・新聞購読費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・印刷費・人件費 ホームページの維持更新
年月日	平成29年11月6日支払
金額	2,340 円

目的	ホームページのドメイン更新
用途	平成29年11月～平成30年3月分使用更新料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

※1年ごとの更新の為、月割で計算しH29年11月からH30年3月分(年度末)まで、5か月分を按分して計上する。

$$11,232円 \times 1/12 = 936円 (1か月分)$$

$$936円 \times 5ヶ月分 = 4,680円$$

H30年度分

$$11,232円 \times 7/12ヶ月 = 6,552円$$

$$6,552円 \times 1/2 = 3,276円$$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動に使用するため	4,680円	1/2	2,340円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細 静岡銀行




ご利用のりがとさせていただきます。
内容を正確にいただきますようお願いいたします。

年月日	29:11:06	振込先口座番号	071
口座番号	0359	口座名	小楠 和男
振込内容	お引出し 金額 10,800		
振込額	10,800		
手数料	432		
合計	11,232		

振込先: 株式会社 三井住友銀行 静岡支店
 口座番号: 001001 普通預金
 口座名: 小楠 和男

06.520.38 (裏面もご覧ください)

整理番号	3-2-4-4
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	平成30年4月～平成30年12月分購読料	金額	5,251 円

目的	日本の政治政策についての調査
使途	書籍名：明日への選択 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日本の政治政策の動向を調査し、政策や県議会質問等の参考とする
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>代金は年払いの為、購読期間より計上額を算出。 平成30年1月号～平成30年12月号 7,000円（平成29年12月21日支払） 平成30年1月～3月分のみ同1月計上済。<3-2-1-1> ※領収書原本添付済 年度区切りの為4月以降分計上する。 一年分（12冊）¥7,000 × 1/12 = ¥583.33・・・（一か月分・小数点以下切り捨て） ¥7,000 - ¥1,749（1月～3月計上済分） = ¥5,251</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,251 円	100%	5,251 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

No.933012

小楠 和男 様

3-2-4-4

(金額)

¥7,000*****

『明日への選択』年間購読料(平成30年1月号~30年12月号)として

平成29年12月21日 上記正に領収致しました

日本政策研究センター

※領収書原本は < 3-2-1-1 > 添付

〒430-0846
浜松市南区白羽町698-4

3-2-4-4

小楠 和男 様

K G

『明日への選択』年間購読 更新のお願い

謹啓 時下益々ご清祥の御事とお慶び申し上げます。常日頃より月刊『明日への選択』誌をご愛読いただき、誠にありがとうございます。

さて、貴方様にご購読いただいてまいりました『明日への選択』のご契約期間が、平成29年12月をもって満了でございます。一年間、誠にありがとうございました。

つきましては、大変恐縮ではございますが、今後も引き続きこれまで同様、『明日への選択』を定期購読賜りますよう心よりお願い申し上げます。当センターと致しましては、今後ともなお一層誌面の充実に努力いたす所存でございます。何卒ご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

誠に勝手ではございますが、ご継続を賜ります場合は、お手数でも同封の郵便振替用紙にて年間購読料(7,000円)をご入金下さいますようお願い申し上げます。また、もし都合によりご継続いただけない場合は、その旨をハガキもしくはファックスにて下記連絡先までご一報願えればありがたく存じます。

末筆ながら、小楠様の一層のご健勝を祈念申し上げ、ご継続のお願いとさせていただきます。

敬白

平成29年12月5日

《お振込み先・お問合せ先》

日本政策研究センター TEL 03-5211-5231 FAX 03-5211-5225

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-1-2 葛西ビル302

郵便振替 00110-5-191364 日本政策研究センター

銀行口座 ゆうちょ銀行 ○一九店 (当)0191364




三菱東京UFJ銀行 神楽坂支店 (普)0795659 (株)日本政策研究センター

「維持会員」募集中！！

維持会員(年会費2万円よりご随意。『明日への選択』年間購読料を含む)には、『明日への選択』『ネットワークニュース』に加え、FAXでも各種情報をお届けいたします(不定期)。今回のご継続の機会に、維持会員のご検討を賜れば大変ありがたく存じます。(分割でのご入金も可能です)

29.12.-7

整理番号	3-2-4-5
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考資料購入		
年月日	平成30年4月～平成31年2月分購読料	金額	11,330 円

目的	世界・日本の政治経済等の情勢・状況調査
使途	書籍名：月刊テーマス 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日本の政治経済等の動向を調査し、政策や県議会質問等の参考とする
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>代金は年払いの為、購読期間より計上額を算出。 平成30年3月号～平成31年2月号 12,360円（平成30年1月25日支払） 平成30年3月分のみ同3月計上済。＜3-2-3-1＞ ※領収書原本添付 年度区切りの為4月以降分計上する。 一年分（12冊）$¥12,360 \times 1/12 = ¥1,030$（一か月分） $¥1,030 \times 11$カ月 = $¥11,330$</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,330 円	100%	11,330 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

[重要]

定期購読のご案内(兼ご請求書)

3-2-4-5

432-8057 静岡県浜松市堤町
11

小楠 和男 様

会員番号

平成30年1月5日

下記の通りご請求申し上げます

ご請求金額 ¥12,360 (税込)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げ
ます。
毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
大変お手数ではございますが、本状到着より
2週間以内にお振り込みのお手続きをお願い
申し上げます。

株式会社

〒102-0082

東京都千代田区一番町13-15

TEL 03-3222-6001 FAX 03-3222-6711

ホームページ: <http://www.e-themis.net>



摘要	数量	単価	金額
月刊テーマス	1	12,360	12,360

購読期間 平成30年 3月号より
平成31年 2月号まで 各月 1部

*【重要】H30.3月号~のご案内です(2月号最終号)。裏面ご案内をご覧下さい。期間満了までにご連絡頂けない場合は、中止をご希望でも自動更新とさせていただきます。ご入金後のエス変更・解約・返金は承っておりません。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

お客様のご購読期間は上記となります。

下の「払込取扱票」にてゆうちょ銀行・郵便局よりお振り込みください。お振り込み手数料は小社が負担いたします。銀行等の金融機関からのお振り込みの場合は裏面をご覧ください。

振替払込請求書兼受領証




口座記号番号	0015000	静岡払込 行会館
	658869	
加入者名	株式会社 テーマス	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	
	¥ 1 2 3 6 0	
ご依頼人	小楠 和男 様	
料金	30-01-25 浜松御本町 郵便局	
備考	(23451) N94160007	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

* 領収書原本は <3-2-3-1>
添付

整理番号	3-2-4-6
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費) 事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	平成30年4月～平成31年2月分購読料	金額	11,286 円

目的	日本の行政運営についての調査
使途	書籍名：月刊ガバナンス 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日本の行政運営の動向について調査し、政策や県議会質問等の参考とする
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>代金は年払いの為、購読期間より計上額を算出。 平成30年3月号～平成31年2月号 12,312円 (平成30年3月8日支払) 平成30年3月号 ¥1,026のみ 同3月計上済。 <3-2-3-3> ※領収書原本添付 年度区切りの為、4月以降分計上する。 一年分 (12冊) ¥12,312 × 1/12 = ¥1,026 (一か月分) ¥1,026 × 11か月 = ¥11,286</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものとする。	11,286 円	100%	11,286 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-2-4-6

請 求 書

小楠 和男

様 平成 30年 2月 28日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

株式会社きょうせい

代表取締役 成 吉



金額には消費税及び地方消費税が含まれております。下記のとおりご請求いたします。
(042200010035)

ご請求額 ¥12,312.-	お得意様No (請求No)	[REDACTED]
-------------------	------------------	------------

お支払は 平成30年 3月31日までにお願いします。

品 名	追録号数	数 量	単 価	金 額	備 考
月刊 「ガバナンス」 30年 3月号～31年 2月号	購読料	1	12312	12312	

(振込先) みずほ銀行 東京営業部
普通預金 4913720 カギヨウセイ
(要打電項目) [REDACTED] コクノス カスオ

(72)

振替払込請求書 兼受領証	
00140	8 10000
株式会社きょうせい	
金額	1 2 3 1 2
振込先	みずほ 銀行 東京営業部 支店
<input checked="" type="checkbox"/> 依頼人住所氏名 <small>（切り取らないでお出しください）</small>	432-8057 静岡県 浜松市南区 堤町11
	小楠 和男
	様
料 金	日 附 印 30-03-08 浜松寺脇 郵便局
備 考	(23299) N94220010

この受領証は、大切に保管してください

※ 領収書 原本は <3-2-3-3>
添付

購読料請求書

2018年3月20日

毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下記のとおりご請求いたしますので、お支払いを賜りたくお願い申し上げます。なお、中途解約の返金には応じかねますのでご了承ください。
※中止のご連絡のない場合は継続とさせていただきます。

お客様コード [REDACTED]
被振込銀行 三井住友銀行 (0009)
取引店名 京海支店 (730)
口座番号 普通 4967916
口座名義 (株)建通新聞社 静岡支社
ご請求期間 2018年4月～
2018年9月

建通新聞 静岡	31,200	円
建通速報		円
建設データ		円
ご請求金額	31,200	円

ご請求金額には消費税等 2,311 円が含まれています。
※振込手数料はご負担下さい。

郵便はがき



430-0846

浜松市南区白羽町698-4

小楠 和男 様

30.3.22

株式会社

建通新聞



〒422-8027 静岡市駿河区豊田1-9-34

静岡支社 ☎(054)288-8121

沼津支局 ☎(055)962-5167

浜松支局 ☎(053)453-0908

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
30 03 26		056
銀行番号	店番号	科目 口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0395	お引出し	¥31,200
お取扱枚数	*****	
	おつり	残 高

キャッシング	手数料	時刻
	¥648	15:19:0224
お振込先明細	ツイストモ	03月27日
	トウカイ	扱いのお振込
	普通	4967916
	カ) ケンツウシンフンシャシス	オカ
	ンシャ 様	
	オクス カス	オ 様
	TEL	053-441-2840

定款

定款

昭和29年12月1日設立
昭和30年2月4日許可
平成15年11月1日改定
平成24年4月1日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人内外情勢調査会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外の情勢について、国民の知識の向上と理解の増進を図り、国内外の情報の収集、分析および調査を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 講演会等の開催
 - (2) 国内外の情勢についての情報、資料の収集および調査
 - (3) 前号にて収集した情報、資料の翻訳、分析、編集、配布
 - (4) 前2号の委託および受託
 - (5) 図書等の刊行
 - (6) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は、日本国内および海外で行う。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
 - (2) 一般会員 この法人の事業に参加することを主たる目的として入会した法人、団体又は個人
 - (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で会長が承認した者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員および一般会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき、会費を支払わなければならない。

2 前項の会費については、その全額を管理費用のために充当することができる。

(会員の特典)

第8条 会員は、この法人が開催する講演会等を聴講する資格を有し、この法人が提供する資料等の配布を受けることができる。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を2年以上納付しないとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (4) 死亡、解散又は破産したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の提出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は前条第3項第2号の規定による請求があったときは、理事会の決議を経て、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発ししなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 第15条第3項第2号の規定に基づく臨時総会を開催した場合には、出席正会員のうちから議長を選出する。
(定足数)

第18条 総会は総正会員数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する場合は、当該正会員は出席したものとみなす。

(総会の決議の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第22条 理事が社員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、2名以内を一般社団・財団法人第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任)

第25条 理事、監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より常任理事1名を選定することができる。
- 5 この法人の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 監事は、この法人又はその子法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常任理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長、常任理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任理事の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第29条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等）

第30条 役員には、職務執行の対価としての報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定めるところによる。

（損害賠償責任の免除又は限定）

第31条 この法人は、役員一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（顧問）

第32条 この法人に、任意の機関として、1名以上5名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の諮問に応え、会長に対し、助言し意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決定する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

（構成）

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項、第3項の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、理事会を前条第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3号の場合は理事が、前条第4号の場合には監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2号又は前条第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(財産の種別)

第44条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第45条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行う。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 公益目的支出計画実施報告書（以下、「実施報告書」という。公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。）
- 2 前項の承認をうけた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項第1号から第5号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、実施報告書を法令の定める日から5年間主たる事務所に備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 第1項第6号の実施報告書については、この法人は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 何人も、この法人の業務時間内はいつでも、計算書類等について法令の定めるところにより閲覧の請求をすることができる。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第50条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第52条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第54条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 この法人が合併をしたときは、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 この法人が解散（合併による解散を除く。）をしたときは、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

(公益目的支出計画の変更)

第57条 公益目的支出計画の変更をしようとするときは、法令の定めるところにより、認可行政庁の認可を受けるものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告の方法は電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則による。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は次に掲げるものとする。
中田正博
- 4 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は次に掲げる者とする。
理事…中田正博 越後正人 本多常雄 緒方四十郎 佐々淳行 川島廣守 曾野綾子 行天豊雄 石原信雄
齊藤邦彦
監事…永井良孝 鮫島忠男

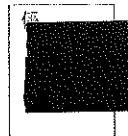
整理番号	3-2-4-10
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)




経費項目	調査研究費・ 研修費 ・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	日本会議静岡浜松支部 研修会		
年 月 日	平成 30 年 4 月 4 日	金 額	5,000 円

目 的	国際情勢の動静からの国防と今後の安全保障についての講演・交流会		
使 途	参加費		
政務活動・ 県政との 関連性	国際情勢の状況から県政の課題等の調査し、政策や県議会質問等の参考にする		
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center;"> <p>領 収 証</p> <p>10-1</p> <p>様 平成30年4月4日</p> <hr/> <p>支払者名 ¥ 6,000-</p> <p>小楠 和男</p> <p>但 日本会議静岡浜松支部研修会懇親会費として 上記正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: right;">日本会議静岡浜松支部 </p> <p>内 消費税等</p> </div>			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものとする (上限有の為 上限5,000円以内)	5,000.円	100%	5,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

指針様式第1号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>活 動 概 要 書 (会議・懇談会参加)</p> <p>平成 30 年 4 月 28 日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 小楠 和男</p>						
活 動 名	日本会議静岡浜松支部研修会					
活動概要	<p>1 参加日時 平成 30 年 4 月 4 日 (水)</p> <p>2 場 所 ホテルクラウンパレス浜松 浜松市中区板屋町 110-17</p> <p>3 参 加 者 日本会議静岡浜松支部会員</p> <p>4 内 容 講演 「守るべき人がいる」 佐藤正久氏 懇談会 講師・出席者との国際情勢と国防等に関する意見交換</p> <p>※政務活動にかかる研修会のため、計上該当金額の 100%充当 とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を 5,000 円とする。</p>					
経 費	項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容		
	参加費	5,000	10-1	懇談会会費¥6,000 から規定 限度額		
	合 計	5,000				
備 考	添付書類：会議案内					

謹啓

早春の候愈々御清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃日本会議浜松支部の運営にご協力を頂き誠にありがとうございます。御座います。
扱、左記の要項にて日本会議静岡浜松支部の研修会を開催致したく存じます。
御繁多の折とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御臨席賜りますよう宜敷お願い申し上げます。

記

一、日 時 平成三十年 四月 四日(水)

受	付	午後四時三十分より
開	会	午後五時より
講	演	午後五時十五分頃より
講	師	佐藤 正久 先生
懇	会	午後六時四十五分より

一、開催場所 ホテルクラウンパレス浜松

浜松市中区板屋町一一〇一十七 電話0五三(四五二)五一一一

一、会 費 六〇〇〇円(懇親会出席者のみ)

*出欠席の御返事を御手数ですが同封の用紙に御記入の上、FAXにて返信頂きたく存じます(四月一日まで)

平成三十年三月吉日

日本会議静岡浜松支部

支部長 御室 健一郎

静岡県議会議員各位

整理番号	3-2-4-11
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

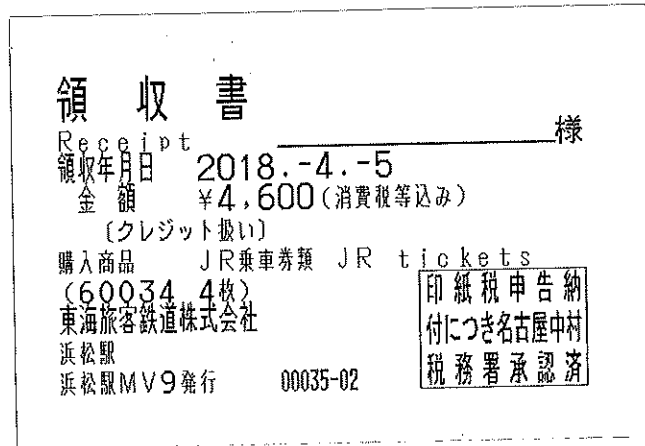
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・ <u>会議費</u> ・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年4月5日	金額	4,600 円

目的	会派議員総会
使途	交通費 (浜松⇄静岡)
政務活動・ 県政との 関連性	会派内意見を調整・集約し、県政の発展に役立てる。

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものとする。	4,600 円	100%	4,600 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

NO1

浜松⇄静岡 新幹線自由席往復

浜松市駅南地下駐車場

領 収 書		様
Receipt		
領収年月日	2018.-4.16	
金額	¥4,600(消費税等込み)	
(クレジット扱い)		
購入商品	JR乗車券類 JR tickets	
(40403 4枚)	印紙税申告納	
東海旅客鉄道株式会社	付につき名古屋中村	
浜松駅	税務署承認済	
浜松駅MV9発行	50404-01	

05 領収証
 2018年 ・・144枚
 04月16日12:54締
 09:18入
 駐車料金 A・・1350円
 入金額 ・・2000円
 釣 ・・650円
 現金領収額・・1350円

NO2



浜松⇄静岡 新幹線自由席往復

浜松市駅南地下駐車場

領 収 書		様
Receipt		
領収年月日	2018.-4.26	
金額	¥4,600(消費税等込み)	
(クレジット扱い)		
購入商品	JR乗車券類 JR tickets	
(10092 4枚)	印紙税申告納	
東海旅客鉄道株式会社	付につき名古屋中村	
浜松駅	税務署承認済	
浜松駅MV9発行	20093-02	

05 領収証
 2018年 ・・307枚
 04月26日16:53締
 12:03入
 駐車料金 A・・1650円
 入金額 ・・2000円
 釣 ・・350円
 現金領収額・・1650円

整理番号	3-2-4-14
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	(調査研究費) 研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡県設備協会役員との意見交換会		
年月日	平成30年4月20日	金額	6,100 円

目的	静岡県内の建築設備業界について意見交換会
使途	交通費 (浜松⇄静岡 JR 代、駐車場代)
政務活動・ 県政との 関連性	静岡県内の建築設備業界と県政全般について協会役員と意見交換し、県議会質問等の参考にするため。

《領収書貼付枠》

2.

1.

領 収 書

Receipt _____ 様

領収年月日 2018. -4. 20

金額 ¥4,600 (消費税等込み)

[クレジット扱い]

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(60006, 4枚)

東海旅客鉄道株式会社

浜松駅

浜松駅MV10発行 00007-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済



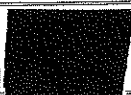
浜松市駅南地下駐車場

05 領収証
2018年 196地
04月20日 14:27発
10:20入
駐車料金 A・1500円
入金額 1500円
釣 0円
現金領収額 1500円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものとする。	6,100 円	100%	6,100 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-2-4-15
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代		
年月日	平成30年4月20日支払	金額	15,095 円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使途	平成30年4月分リース料
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 61,020 円 - 638 円 (重量税月割り分) = 60,382 円 ◎重量税充当分 ¥27,500 ÷ 60 カ月 (契約期間) = ¥458.33 (小数点以下切り捨て) ◎車検代行料 ¥10,800 ÷ 60 カ月 (契約期間) = ¥180 ◎¥458 + ¥180 = ¥638 60,382 円 × 1/4 = 15,095.5 円 (小数点以下切り捨て) ⇒ 15,095 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動・ 私用で使用のため	60,382 円	1/4 %	15,095 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-2-4-15

領 収 証

B 002515

コード No.



小楠 和男 様

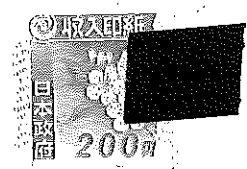
金 額			7	6	1	0	2	0	円
-----	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但し 4/20日 払込

上記の金額正に受領致しました
平成30年 4 月 23 日

請求額¥ _____
 現金¥ _____
 小切手¥ _____

〒435-0016 浜松市東区和田町811
 有限会社 遠司エンタリース
 TEL (053) 462-3831



社印及び抜者印無
きものは無効です

平成26年12月11日

リース料金明細書

ご契約者：小楠 和男様

契約番号： XXXXXXXXXX
車名： スバル レガシーアウトバック Limited
登録番号： XXXXXXXXXX
年式： 平成26年式
型式： DBA-BS9
契約期間： 平成26年12月10日 ~ 平成31年12月09日 (60ヶ月)

＝ 車輛価格 ＝

車輛価格： 3,434,400円
付属品一式： 600,264円

＝ 諸経費 ＝

取得税： 20,400円
車検代行料： 10,800円
印紙代： 1,100円
自動車税： 202,500円(22,500円/1年・45,000円/年×4年)
重量税： 27,500円(7,500円/3年・20,000円/2年)
自賠責保険： 67,880円(40,040円/37ヶ月・27,840円/24ヶ月)
諸経費合計： 330,180円

＝ リース料金 ＝

月額： 56,500円
消費税： 4,520円

月額料金： 61,020円

有限会社遠日レンタリース
〒435-0016
静岡県浜松市東区和田町811
TEL (053) 462-3331
FAX (053) 460-8526

3-2-4-15

口座振替明細票

〒432-8057
浜松市南区堤町11

くすのき会 小楠 和男 様
(1191)

有限会社 遠白レンタリース
〒435-0016 静岡県浜松市東区和田町811
TEL: (053) 462-3331
FAX: (053) 460-8526

契約No: 9643

車種: スバル レガシーOUTBACK Limited

リース期間: 平成26年12月10日 ~ 平成31年12月09日 (60ヶ月)




引落銀行: 静岡

支店: 浜松南

毎月 20 日

回数	リース料	消費税	合計	引落日	回数	リース料	消費税	合計	引落日
1	56,500	4,520	61,020	平成27年01月20日	43	56,500	4,520	61,020	平成30年06月20日
2	56,500	4,520	61,020	平成27年01月20日	44	56,500	4,520	61,020	平成30年07月20日
3	56,500	4,520	61,020	平成27年02月20日	45	56,500	4,520	61,020	平成30年08月20日
4	56,500	4,520	61,020	平成27年03月20日	46	56,500	4,520	61,020	平成30年09月20日
5	56,500	4,520	61,020	平成27年04月20日	47	56,500	4,520	61,020	平成30年10月20日
6	56,500	4,520	61,020	平成27年05月20日	48	56,500	4,520	61,020	平成30年11月20日
7	56,500	4,520	61,020	平成27年06月20日	49	56,500	4,520	61,020	平成30年12月20日
8	56,500	4,520	61,020	平成27年07月20日	50	56,500	4,520	61,020	平成31年01月20日
9	56,500	4,520	61,020	平成27年08月20日	51	56,500	4,520	61,020	平成31年02月20日
10	56,500	4,520	61,020	平成27年09月20日	52	56,500	4,520	61,020	平成31年03月20日
11	56,500	4,520	61,020	平成27年10月20日	53	56,500	4,520	61,020	平成31年04月20日
12	56,500	4,520	61,020	平成27年11月20日	54	56,500	4,520	61,020	平成31年05月20日
13	56,500	4,520	61,020	平成27年12月20日	55	56,500	4,520	61,020	平成31年06月20日
14	56,500	4,520	61,020	平成28年01月20日	56	56,500	4,520	61,020	平成31年07月20日
15	56,500	4,520	61,020	平成28年02月20日	57	56,500	4,520	61,020	平成31年08月20日
16	56,500	4,520	61,020	平成28年03月20日	58	56,500	4,520	61,020	平成31年09月20日
17	56,500	4,520	61,020	平成28年04月20日	59	56,500	4,520	61,020	平成31年10月20日
18	56,500	4,520	61,020	平成28年05月20日	60	56,500	4,520	61,020	平成31年11月20日
19	56,500	4,520	61,020	平成28年06月20日	61				
20	56,500	4,520	61,020	平成28年07月20日	62				
21	56,500	4,520	61,020	平成28年08月20日	63				
22	56,500	4,520	61,020	平成28年09月20日	64				
23	56,500	4,520	61,020	平成28年10月20日	65				
24	56,500	4,520	61,020	平成28年11月20日	66				
25	56,500	4,520	61,020	平成28年12月20日	67				
26	56,500	4,520	61,020	平成29年01月20日	68				
27	56,500	4,520	61,020	平成29年02月20日	69				
28	56,500	4,520	61,020	平成29年03月20日	70				
29	56,500	4,520	61,020	平成29年04月20日	71				
30	56,500	4,520	61,020	平成29年05月20日	72				
31	56,500	4,520	61,020	平成29年06月20日	73				
32	56,500	4,520	61,020	平成29年07月20日	74				
33	56,500	4,520	61,020	平成29年08月20日	75				
34	56,500	4,520	61,020	平成29年09月20日	76				
35	56,500	4,520	61,020	平成29年10月20日	77				
36	56,500	4,520	61,020	平成29年11月20日	78				
37	56,500	4,520	61,020	平成29年12月20日	79				
38	56,500	4,520	61,020	平成30年01月20日	80				
39	56,500	4,520	61,020	平成30年02月20日	81				
40	56,500	4,520	61,020	平成30年03月20日	82				
41	56,500	4,520	61,020	平成30年04月20日	83				
42	56,500	4,520	61,020	平成30年05月20日	84				
総合計									3,661,200

整理番号	3-2-4-17
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	PCウイルス対策ソフト更新料 (平成30年4月請求分)		
年月日	平成30年4月23日支払	金額	4,435 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>※使用実績が正確に算出できない為充当限度割合を用いる。政務調査活動・後援会活動に使用している為、購入額の1/2で算出する。また、年度区切りの為、平成30年5月から平成31年3月分まで計上して、残額はH31年4月にて計上。</p> <p>セキュリティー更新とウイルス診断・駆除サービスで期限が異なるが、合計で支払の為年間更新料として合計金額を月割りして計上する。</p> <p>$¥9,676 \times 1/12 = ¥806.33 \dots$ (小数点以下切り捨て)</p> <p>$¥9,676 - ¥806 = ¥8,870$ (11か月分)</p> <p>※残額¥806は平成31年4月計上。</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用の為	8,870 円	1/2	4,435 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

モバイ☆ 領収書 (お客様控)

領収日 2018年04月23日 19時40分 収納店舗 227028 浜松三島町

受付番号 30595845 確認番号 452930912 申込No. 2270271137081694

事業者名 シマンテックストア. j p

注文番号 00081958752783388

お客様氏名 小楠 和男

お支払金額 9,676円 ご注文商品又はお申し込み



お問い合わせ先 シマンテックストア. j p

電話番号 03-5642-2682

この領収書は大切に保管してください。
お支払い後の返金は店舗ではお受けできません。
お支払い内容に関しては事業者へ直接お問合せください。

収納代行会社 株式会社電算システム



小楠和男 <kouenkai@ogusukazuo.jp>

【シマンテックストア】 製品ご利用に関するご案内

シマンテックストア <order@mail.nortonstore.jp>

2018年4月23日 20:11

To: kouenkai@ogusukazuo.jp



この度はシマンテック製品をご購入いただき、誠にありがとうございます。
決済手続きが完了いたしましたので、製品のご利用に必要な情報をお送りいたします。

注文番号： [REDACTED]
ご注文日： 2018/04/12 11:02:57

ご注文内容

[ご注文商品1]	ノートン・インターネットセキュリティ 更新サービス延長
[カテゴリ]	製品延長
[数量]	1
[プロダクトキー]	[REDACTED]
[ご注文商品2]	ウイルス診断・駆除サービスプラス 1年版
[カテゴリ]	サービス
[数量]	1

※プロダクトキー(アクティブ化コード、ライセンスキー)は製品をご利用いただく際に必要なものです。必ず大切に保管してください。

延長後の日数：残り384日

製品を起動し、有効期間が正しく反映されていない場合はこちらをご参照ください。

ウイルス診断・駆除サービスプラスのご利用方法

ご使用中のデバイスがウイルスに感染しているもしくは疑いのある場合、またはデバイスに問題が発生した際やトラブルが起きた場合は、下記窓口にご連絡いただきますと専門スタッフの案内でサービスがご利用いただけます。

サービスセンター
電話番号：03-5642-2694
営業時間：10：00-19：00（365日営業）

チャットサポートからもご利用いただけます。（年中無休、24時間対応）

製品やご購入に関するお問い合わせについて

ご購入いただいた製品の操作方法、代金のお支払い方法、製品のダウンロード方法、領収書の発行方法などはシマンテックストアにお問い合わせください。

ノートン アカウントや登録についてご不明な点はこちらをご参照ください。

よくある質問やお問い合わせ先はお客様サポートをご参照ください。

シマンテックストア

整理番号	3-2-4-18
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

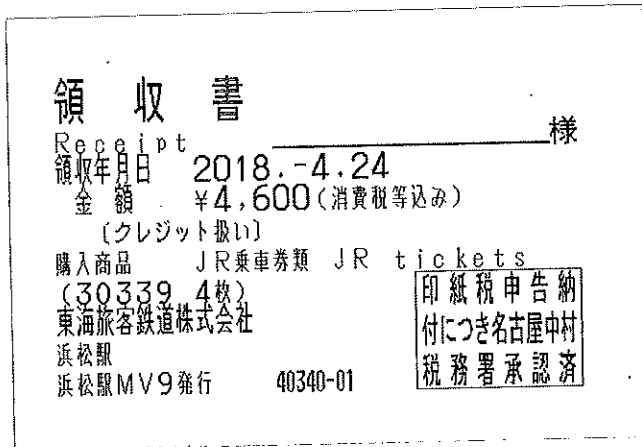
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・ <u>要請陳情等活動費</u> ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県警本部への要望		
年月日	平成30年4月24日	金額	6,550 円

目的	中田島町交差点の事故対策について、県警本部部付担当者への要請陳情
使途	交通費 (浜松⇄静岡 JR代・駐車場代)
政務活動・ 県政との 関連性	県道等道路交差点の安全対策について状況報告と意見陳情し、施策に反映させる。

《領収書貼付枠》



浜松市駅南地下駐車場

05 領収書
2018年 4月24日 15:28
04月24日 15:28
09:32入
駐車料金 A 1950円
入金票 10000円
釣 8050円
現金繰入金 1950円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものとする。	6,550 円	100%	6,550 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



ご利用明細

2018年4月請求分

小楠 和男 様

◀ 前月 ▶ 次月 ▶

金融機関



口座番号



料金コース等のサービス内容は下記TOKAIネットワーククラブホームページをご参照下さい。

振替予定日

2018年04月25日

<http://www.tnc.ne.jp>

ご請求額

¥1,928-

※上記金額を領収いたしました。

また、請求内容等でご不明な点がございましたら、こちらのお問い合わせフォームよりお問い合わせください。

[料金に関するお問い合わせフォーム](#)

ご利用品目	対象期間	単価	数量	金額
フレッツ・光スタンダード対応ファミリー基本料 — 金 月	2018年03月01日 ~ 2018年03月31日	1,900	1	1,900
らくらく割引サービス 3 月		-114	1	-114
			合計	1,786
			消費税等	142
			ご請求額	1,928

※2014年4月以降のご利用分より消費税8%を適用いたします。

TOKAIネットワーククラブ

Copyright (c) TOKAI Communications Corporation. All rights reserved.




昭和三十三年四月五日
東京市役所
庶務課

30-03-26		395
30-03-20 BF		
30-03-26 BF		
30-03-26 BF		395
30-03-27 BF		
30-03-29 AA		
30-03-29 BF		
30-03-30 BF		
30-04-03 BF		
30-04-03 BF		
30-04-03 AF		
30-04-05 BF		

30-04-05 BF		
30-04-06 BF		
30-04-10 BF		
30-04-20 BF		
30-04-23 BF		
30-04-25 BF	*1,928 TOKAI	
30-04-26 BF		
30-04-27 BF		
30-05-07 BF		
30-05-07 BF		
30-05-07 BF		
30-05-07 BF		

昭和三十三年四月五日
東京市役所
庶務課

整理番号	3-2-4-20
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費) 事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読		
年月日	平成30年4月26日支払	金額	1,490 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
用途	平成30年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県内の情報を収集し、政策や県議会質問等の参考とする

《領収書貼付枠》

領 収 書 No.  様 18年 4月 26日

小楠 和男

下記、正に領収いたしました。

2018年 04 月分 2,980 円

新聞名	部数	金額	摘要
静岡	1	2,980	

 株式会社 あきがお新聞店
三和本店 浜松中央店
三島店 遠州浜店
浜松市南区三和町670
☎053-462-4311

按分の理由 後援会活動・政務活動に 使用するため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,980 円	1/2 %	1,490 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-2-4-21
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読		
年月日	平成30年4月26日支払	金額	1,311 円

目的	国内外の農業に関する情報収集
使途	平成30年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	農業に関する県内の情報を収集し、政策や県議会質問等の参考とする

《領収書貼付枠》

領収証 (印刷用紙)

01 043 079 小楠 和男 振

農業新聞	1	2,623	2,623
------	---	-------	-------

2018 年 04 月 26 日 (引落日)

本状により集金することはありません。

(株)ニュースセンターウエスト 本店
 浜松市西区入野町9867 本店 053-447-0170

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動・政務活動に 使用するため	2,623 円	1/2	1,311 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-2-4-22
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読		
年月日	平成30年4月26日支払	金額	1,491 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	平成30年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県内の情報を収集し、政策や県議会質問等の参考とする

《領収書貼付枠》

領収証

白羽町 698-4

小楠 和男 様

平成30年 4月分
お問合せNo.

(2005) 77.90集金
30.4.26

銘柄名	部数	金額	備考	合計金額
中日新聞 (朝刊)	1	2,983		2,983 円

上記の金額正に領収致しました

いつもご愛読ありがとうございます。

新緑がまぶしい季節になりました。
穏やかな日差しが心地よいですね。

(証券No. 17-2018/04/20 12:44:25)

中日ニュースセンター
浜松白脇ステーション
〒430-0841
浜松市南区寺脇町3-7-5番地
フリーダイヤル 0120-70-1929
電話 053-443-9672

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動・政務活動に 使用するため	2,983 円	1/2	1,491 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-2-4-23
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費 資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー料		
年 月 日	平成 30 年 4 月 27 日支払	金 額	8,455 円

目 的	資料等のコピー
使 途	平成 30 年 4 月請求分コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	調査活動・県政関連資料などの作成
《領収書貼付枠》	

領収証 No. 000163

小楠 和男 様 30年 4月 27日

金額							
		4	1	6	9	1	1
内 消費税等		但 30円代					
現金		上記正に領収いたしました					
小切手		<div style="text-align: center;"> <p>オフィス産業株式会社 〒432-8023 浜松市中区鴨江1丁目28-23 TEL 053-458-1230 FAX 053-458-1231</p> </div>					

HISAGO #N1779(50)シ J609930

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動・政務活動に 使用するため	16,911 円	1/2	8,455 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

給与明細書

3-2-4-24

氏名	[REDACTED]		
平成30年	4月	夏期賞与	冬期賞与
出勤日数	20日		
欠勤日数			
遅刻・早退			
時間外勤務			
支給日	4月27日		
時間給	900		
時間数(h)	180		
不労控除			
総支給額	162,000		
健康保険			
厚生年金			
雇用保険	700		
社会保険計			
課税対象額	161,300		
所得税	3,410		
住民税	8,000		
減税			
控除計	11,410		
差引支給額	149,890		

標準報酬月額

銀行通帳 (専振優入明細)

2019年04月30日現在
 口座番号: 1234567890
 口座名義: 株式会社ABC

振込日	振込元	振込金額	振込種別	残高
30-03-26				395
30-03-20	BF			
30-03-26	BF			
30-03-26	BF			395
30-03-27	BF			
30-03-29	AA			
30-03-29	BF			
30-03-30	BF			
30-04-03	BF			
30-04-03	BF			
30-04-03	AF			
30-04-05	BF			
30-04-05	BF			
30-04-06	BF			
30-04-10	BF			
30-04-20	BF			
30-04-23	BF			
30-04-25	BF			
30-04-26	BF			
30-04-27	BF	*100,918	定額自動送金	
30-05-07	BF			
30-05-07	BF			
30-05-07	BF			
30-05-07	BF			

※本通帳は、銀行のシステムエラーにより、一部振込金額が正しく表示されていない場合があります。ご不明な点がございましたら、お電話にてお問い合わせください。

定額自動送金変更依頼書

3-2-4-25

(お客様控)

平成29年2月2日

株式会社静岡銀行 御中

ご住所	(〒432-8059) 浜松市南区堤町11		
お名前	フリガナ オクス カズオ		2枚目にお届け済印を押捺してください。
	小楠 和男		
引落口座			お電話
店番	店名	科目	口座番号
			(053)
			441-2840
枝番号	受付番号	お受取人名	
01	1	一石商事(有)	

私(当社)は、株式会社静岡銀行あて別途提出した「定額自動送金依頼書」について、次のとおり変更を依頼します。

なお、変更後の初回振込は平成29年4月分とします。

〔依頼内容〕

記

変更事項		現行	変更後
○	取扱期間	初回	昭和・平成20年4月30日
		最終	平成29年3月
	振込金額(円)	毎月分	
		ボーナス分	

〈お願い〉

1. 太線枠の中をご記入ください。
2. 変更する項目および該当科目・年号に○をおつけください。
3. 変更後の取扱期間(最終)は、「当初最終年月の翌月」以降かつ、「当初開始年月より30年後の月の前月」以内としてください。
(取扱期間は当初お申しいただいた最終年月より短く変更することは出来ません。)
4. 毎月分、ボーナス分ともに「0円」への変更は出来ません。

29.2.2

株式会社静岡銀行 浜松南支店

- 3. 乙は、貸店舗の明渡しに際して、名目の如何を問わずに乙が貸店舗について支出した費用、移転料、立退料、補償費等これに類する要求を一切おこなわない。
- 4. この契約終了と同時に乙が貸店舗を明渡さないときは、乙はこの契約終了の翌日から明渡し完了までの賃料相当額の倍額の損害金、賃料外費用および諸費用相当額を甲に支払い、かつ明渡し遅延により甲が損害を蒙ったときはその損害を賠償しなければならない。

第19条 乙は建物の管理のため、甲の定めた管理規則を遵守しなければならない。なおこの契約に関する訴訟については甲の住所・所在地を管轄する裁判所を以て管轄裁判所とすることに合意する。

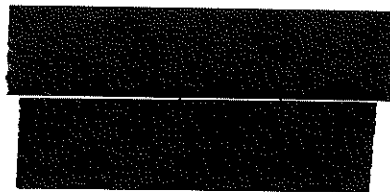
第20条 この契約に定めのない事項については、その都度誠意をもって甲、乙の協議の上とりきめる。

第 6 章 振 込 金 庫

豊川信用金庫 佐藤町支店

普) 254023
イセキ しょうじ

一石商事 株式会社



整理番号	3-2-4-26
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料 (平成30年4月請求分)		
年月日	平成30年5月1日支払	金額	1,665 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>※他2回線 計3回線合計で支払のため、請求書請求額は合計金額で表示。</p> <p>※基本料・通話通信料・定額料・請求書発行手数料の合計と消費税8%分を按分する。</p> <p>(¥2,700 + ¥15 + ¥3,400 + ¥2 + ¥50) × 1.08 = ¥6,660.36 (小数点以下切捨)</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用・政務活動・後援会 活動に使用するため	6,660 円	1/4	1,665 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

年 号 日 記号	品名	数量	単価	金額
30-04-04	BF			
30-04-04	BF			
30-04-05	BF			
30-04-05	BF			
30-04-06	BF			
30-04-20	AF			
30-04-25	BA			
30-04-26	BF			
30-04-26	BF			
30-04-27	FF			
30-04-27	FF			
30-04-27	FF			
<hr/>				
30-04-27	FF			
30-04-27	FF			
30-04-27	BF			
30-04-27	BF			
30-05-01	BF			
30-05-01	BF			

*15,772 トコモ ケイイ

（以下に記述）
 本表は、昭和三十一年四月一日から昭和三十一年四月三十日まで
 の期間に、本所管内の各事業所において、発生した
 消費増徴税の納付状況を、事業所別に集計したものである。
 本表の記載内容は、本所の集計結果に基づき作成されたものである。
 本表の記載内容は、本所の集計結果に基づき作成されたものである。

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

432-8057
浜松市南区堤町11

郵便区内特別



3-2-4-26

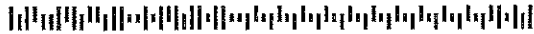


00900799

4T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

小楠 和男 様



0108870#



発行年月日 2018年 4月14日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒461 名古屋市中区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜11階
社用コード 4T1-EFE-J-16-261-001204-60(22)
(000000) 00002



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1/4ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2018年 4月ご請求分	15,772円	2018年 5月 1日(火)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 15,772円
(合計) 15,772円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 881円
[REDACTED] 8,580円
[REDACTED] 6,311円

前月ご請求金額	15,685円 (税込)
くりこし無料通信分 (2018年 3月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
カケホーダイプラン (2018年 3月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ

2018年5月、dポイントクラブをリニューアルいたします!
新特典「ずっとドコモ割プラス」をはじめ、ドコモを長くご利用のお客さまや、
ポイントをたくさんご利用のお客さまも、さらにおトクを実感いただける内容とな
っております。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、
ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2018年 4月14日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
[REDACTED]

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)
小楠 和男 様

2018年 3月ご請求分	
2018年 4月 2日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	15,685円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2018年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】				
◇基本使用料 (計)				
	9,334	9,334	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)				
	157	540	FOMA通話料	合 算
		15	Xi・SMS通信料	合 算
		-540	くりこし (無料通話・通信分) 適用額	合 算
		0	当月無料通話・通信適用額	合 算
		142	国内通話料 (ドコモ光電話)	合 算
◇パケット定額料等 (計)				
	3,400	5,000	Xiパケット定額料 (データパック)	合 算
		-800	パケット定額料 (ドコモ光セット割)	合 算
		-800	Xiパケット定額料 (ずっとドコモ割)	合 算
		0	パック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)				
	1,696	1,880	付加機能使用料等	合 算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
		50	請求書発行手数料	合 算
		-540	月々サポート適用額	内 税
		300	機種変更応援プログラム利用料	非対象等
		6	ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額 (計)				
	1,185	1,185	消費税等相当額 (合計)	
◇合計				
	15,772	15,772	合計 (3回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>				
◆ [REDACTED]				
ご利用期間 (3/1~3/31)				
◇基本使用料 (計)				
	934	1,864	基本使用料 (FOMAタイプSS_バリュー)	合 算
		-930	ファミ割MAX50/ひとりでも割50	合 算
◇通話料・通信料 (計)				
	0	540	FOMA通話料 (合計)	合 算
	(1,240)	(内訳) ファミリー割引適用分 (ドコモ)	
	(-1,240)	(内訳) ファミリー割引料 (ドコモ)	対象通話1,240円×100%
	(540)	(内訳) 通常通話料金適用分	
		-540	くりこし (無料通話・通信分) 適用額	前月からの繰越額は960円
		0	当月無料通話・通信適用額	当月の無料分は1,000円
◇その他ご利用料金等 (計)				
	-158	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合 算
		-540	月々サポート適用額	今回線は18回目の適用 (全24回)
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
◇消費税等相当額 (計)				
	105	105	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計				
	881	881	合計	

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。

【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2018年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
<p><NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、3月末で 1年6か月となりました。 ○ファミ割MAX/ひとりでも割契約期間は3月末で 1年6か月となりました。 ○くりこし無料通信分のお知らせ (2018年3月末現在) 4月ご利用分(5月ご請求分)への繰越額は、 1,420円です。 ○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 0です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 816円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 現在のステージは、 レギュラーステージです。 (ポイント対象金額1000円につき10pt)</p>			
ご利用期間(3/1~3/31)			
◇基本使用料(計)	2,700	カケホーダイプラン(スマホ/タブ)	合算
◇通話料・通信料(計)	15	Xi・SMS通信料	合算
◇パケット定額料等(計)	5,000	XiデータMパック(標準)定額料	合算
	-800	ドコモ光セット割	合算
	-800	ずっとドコモ割	合算
	0	(参考)当月ご利用データ量	合算
	300	spモード利用料	合算
	300	留守番電話サービス利用料	合算
	500	ケータイ補償サービス利用料(500)	合算
	400	dマガジン利用料	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料(spモード)	合算
	-300	永年キャンペーン割引料(ドコモWi-Fi)	合算
	50	請求書発行手数料	合算
	300	機種変更応援プログラム利用料	非対象等
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合算
◇消費税等相当額(計)	613	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	8,580	合計	
<p><NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、3月末で 23年1か月となりました。 ○カケホーダイプランのご契約期間は3月末で 1年7か月となりました。 ○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 70です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 7,667円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 現在のステージは、 シルバーステージです。 (ポイント対象金額1000円につき10pt)</p>			
ご利用期間(3/1~3/31)			
◇基本使用料(計)	5,200	戸建・タイプA/西	合算
	0	(参考)So-net利用	合算
	500	ドコモ光電話基本使用料	合算
		ポイントは翌月の進呈になります。	
		光電話番号:053-441-2840	

3-2-4-27

430-0846
 静岡県浜松市南区白羽町698-4
 おぐす和男後援会事務所 御中
 (5601K0254761) 00575-00575

(お問い合わせ窓口)
 556-0003
 大阪市浪速区恵美須西1丁目2番9号
 シャープファイナンス(株)
 クライアントセンター
 06-6644-1750
 [営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	平成26年 1月14日	お問い合わせ番号	
商品名	デジタルカラーフコウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	平成26年 1月14日から 平成31年 1月13日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	1,178,100円	内消費税額	56,100円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示していません。

口座名義人 オグス 和男

お取扱店 オフィス産業株式会社
 TEL 053-458-1230

お支払明細

作成日 平成26年 1月16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
 ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
 ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
 今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	26/2	19635	935	1158465
2	26/2	19635	935	1138830
3	26/3	19635	935	1119195
4	26/4	19635	935	1099560
5	26/5	19635	935	1079925
6	26/6	19635	935	1060290
7	26/7	19635	935	1040655
8	26/8	19635	935	1021020
9	26/9	19635	935	1001385
10	26/10	19635	935	981750
11	26/11	19635	935	962115
12	26/12	19635	935	942480
13	27/1	19635	935	922845
14	27/2	19635	935	903210
15	27/3	19635	935	883575
16	27/4	19635	935	863940
17	27/5	19635	935	844305
18	27/6	19635	935	824670
19	27/7	19635	935	805035
20	27/8	19635	935	785400
21	27/9	19635	935	765765
22	27/10	19635	935	746130
23	27/11	19635	935	726495
24	27/12	19635	935	706860
25	28/1	19635	935	687225
26	28/2	19635	935	667590
27	28/3	19635	935	647955
28	28/4	19635	935	628320
29	28/5	19635	935	608685
30	28/6	19635	935	589050
31	28/7	19635	935	569415
32	28/8	19635	935	549780
33	28/9	19635	935	530145
34	28/10	19635	935	510510
35	28/11	19635	935	490875
36	28/12	19635	935	471240
37	29/1	19635	935	451605
38	29/2	19635	935	431970
39	29/3	19635	935	412335
40	29/4	19635	935	392700
41	29/5	19635	935	373065
42	29/6	19635	935	353430
43	29/7	19635	935	333795
44	29/8	19635	935	314160
45	29/9	19635	935	294525
46	29/10	19635	935	274890
47	29/11	19635	935	255255
48	29/12	19635	935	235620

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

複合機使用についての覚書

複合機 RICOH MPC2503SP 借受人おぐす和男後援会（以下甲）と小楠和男（以下乙）の間の合意のもとに本覚書を締結します。

一、複合機 RICOH MPC2503SP を後援会活動と政務調査活動に使用し、月払リース料金と月払パフォーマンスチャージ料金をそれぞれ折半して支払うこととする。

一、期間は甲とシャープファイナンス（株）とのリース期間と同様とする。

本書を2通作成し、各自押印の上各1通を所持します。

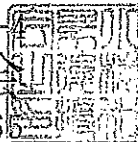
甲)

住所

〒430-0846 浜松市南区白羽町698-

おぐす和男後援会

TEL 053-441-0065



氏名

乙)

住所

浜松市南区堤町 11

氏名

小楠和男



整理番号	3-2-4-28
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	電話料 (平成30年4月請求分)		
年月日	平成30年5月7日支払	金額	4,887 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>※基本料ほか計上該当料合計と消費税8%分を按分する (小数点以下切捨)。</p> <p>(¥3,530 + ¥60 + ¥220 + ¥5,400 - ¥430 + ¥2) × 1.08 + ¥291</p> <p>= ¥9,775.56 (小数点以下切捨)</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動に 使用するため	9,775 円	1/2	4,887 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

増補調査(報告書)要約

30-03-25		395
30-03-20 BF		
30-03-26 BF		
30-03-26 BF		395
30-03-27 BF		
30-03-29 AA		
30-03-29 BF		
30-03-30 BF		
30-04-03 BF		
30-04-03 BF		
30-04-03 AF		
30-04-05 BF		
30-04-05 BF		
30-04-06 BF		
30-04-10 BF		
30-04-20 BF		
30-04-23 BF		
30-04-25 BF		
30-04-26 BF		
30-04-27 BF		
30-05-07 BF		
30-05-07 BF	*15,077 電話	
30-05-07 BF		
30-05-07 BF		

調査報告書(報告書)要約
 調査報告書(報告書)要約は、調査報告書(報告書)の要約であり、調査報告書(報告書)の内容を簡潔にまとめたものです。調査報告書(報告書)の内容は、調査報告書(報告書)の本文を参照してください。

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

30.4.25  NTTファイナンス



430-0846
浜松市南区白羽町698-4

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

小楠 和男 様

3-2-4-28

発行年月日 2018年 4月20日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜8F
社用コード M40041311001 00621 00351 00 E
63 090000 0 2 18040401E



018042103066838668

00621

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
053-441-0065 [REDACTED]	2018年 4月ご請求分	15,077円	2018年 5月 7日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 15,077円
(合計) 15,077円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2018年 4月20日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
053-441-0065
[REDACTED]

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)
小楠 和男 様

2018年 3月ご請求分
2018年 4月 5日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 13,674 円
金融機関名
BANK/POSTOFFICE * * * * *
口座番号
ACCOUNT * * *

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70





お客様電話番号等 BILLING NUMBER	053-441-0065	請求年月 MONTH OF ISSUE	2018年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 XXXXXXXXXX)

3-2-4-28

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆053-441-0065			
◇NTT西日本ご利用分			
14,786	◎ 3,530	回線使用料(基本料)(事務用) 3月6日~4月5日	合算
	◎ 60	屋内配線使用料 3月6日~4月5日	合算
	◎ 220	保守契約に伴う定額料 3月6日~4月5日	合算
	800	ボイスワープ使用料 3月6日~4月5日	合算
	1,800	ナンバー・ディスプレイ使用料 3月6日~4月5日	合算
	◎ 5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 3月1日~3月31日	合算
	◎ -430	フレッツ・あっと割引 3月1日~3月31日	合算
	2,310	電報料 3月6日~4月5日 1通毎に	個別
		消費税相当額を算出しています。	
	◎ 2	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合算
	1,094	消費税等相当額(合計)	
	(910)	(内訳) 消費税等相当額(合算分)	合算表示の料金合計×8%
	(184)	(内訳) 消費税等相当額(個別分)	個別表示の1件毎の金額×8%
◇携帯電話会社ご利用分			
◎ 291	270	INS通話料 3月6日~4月5日	合算
	21	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%
◇NTT西日本分(小計)	15,077	(小計)	
◇合計	15,077	合計	

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

30.4.25 NTTファイナンス



430-0846
浜松市南区白羽町698-4

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

3-2-4-29

小楠 和男 様

発行年月日 2018年 4月20日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜8F
社用コード M40041311001 00622 00351 00 E
63 000000 0 2 18040401E



018042103066851137

00622

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
053-441-7760 [REDACTED]	2018年 4月ご請求分	2,658円	2018年 5月 7日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 2,658円
(合計) 2,658円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2018年 4月20日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
053-441-7760
[REDACTED]

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)
小楠 和男 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2018年 3月ご請求分
2018年 4月 5日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 2,658円
金融機関名
BANK/POST OFFICE * * * * *
口座番号
ACCOUNT * * *

印紙税申告納
付につき芝
務務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70





お客様電話番号等 BILLING NUMBER	053-441-7760	請求年月 MONTH OF ISSUE	2018年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

3-2-4-29

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆053-441-7760 ◇NTT西日本ご利用分			
2,658	2,400	回線使用料(基本料)(事務用)	3月6日~4月5日
	60	屋内配線使用料	3月6日~4月5日
	2	ユニバーサルサービス料	1番号分のご請求となります。
	196	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	2,658	合計	合算 合算 合算

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

整理番号	3-2-4-30
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所ガス代 (平成30年4月請求分)		
年月日	平成30年5月7日支払	金額	972 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>> ※支払額¥2,206のうち、ガス漏れ警報器リース代 ¥262 (消費税込) は除く。	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動に 使用するため	1,944 円	1/2	972 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

お客さま番号 XXXXXXXXXX
 ご請求書番号 0014348818
 発行日 2018年 04月14日
 今回のガスご使用期間 03月12日 ~ 04月12日

今回分ご請求額 2,206円
 (内消費税等) (163円)

今回分お支払日 05月07日
 (お支払い方法) 口座振替

内税の表記がないものは税抜金額となります。

お取引明細	
04/12	ガス基本料金 1,800円
04/12	警報器リース 243円

ガスご使用量のお知らせ

設備番号 2311-11360003 (7-16-1760)
 ガス使用者 小楠 和男 様
 ガス使用住所 浜松市 南区白羽町698-4 石川人形店貸店舗
 今回使用量 0.0m³ / 前回指針 0.0m³
 今回指針 0.0m³ / 前回指針 0.0m³

口座振替領収のお知らせ

前回分お支払日 2018年03月06日
 前回分ご請求額 2,206円

印紙税申告納付につき豊橋税務署承認済
 印紙税作成地 愛知県豊橋市

お客さまへのお知らせ

すっかり暖かくなりました。何か新しいことをはじめるには本当にいい季節ですよ。
 2年前の春、平成28年4月には電力自由化がはじまって、一般のご家庭やお店でも電気会社を自由に選べるようになりました。サーラグループでも自由化と同時に電気販売をスタートし、お客さま数25,000件を超えました。ご愛顧ありがとうございます！
 ↓
 でも、いろいろな会社の宣伝やパンフレットを見てもお得かどうかわからず、とりあえずそのままという方もいらっしゃるのでは？
 ☆
 サーラの電気は、お電話いただければ、いつもの担当者がご説明にうかがいます。もちろんご説明だけでもOKなのでお気軽に！

** 使用量帯ごとのガス従量料金単価 (税別 円/m³) **
 0.0 ~ 5.0m³ 595.00
 5.1 ~ 9999.9m³ 495.00

30.4.17

整理番号	3-2-4-31
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小楠 和男)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページの保守・更新		
年月日	平成30年5月8日支払	金額	16,524 円

目的	県政にかかる情報等を県民に報告
使途	平成30年4月分保守・更新料
政務活動・ 県政との 関連性	県民からの意見・問い合わせ等受付の為

《領収書貼付枠》

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
30 05 08		059
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0359	お引出し	¥32,400
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥648	14430174
		お取扱い できない場合

お振込
先明細
助) アウアンテイ 様
普通 2845945
クラス カスオ 様
E1053-441-2840

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動に 使用するため	33,048 円	1/2	16,524 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



領収書

印紙

359622

有限会社牧野石油
 浜松法枝町SS
 静岡県浜松市南区法枝町530
 TEL 053-441-1953

売上 2018年 4月10日

オゲス カズオ 様
 1初現金

レギュラーガソリン	P-1(内)	
46.30 L	0142.0	6575円
01200.00		
シャンプー洗車	(内)	
1.00個	01000.0	1000円
52302.00		
車内清掃	(内)	
1.00個	01000.0	1000円
52600.00		

合計 8,575円
 (内、消費税等(8.00%) 635円)

釣銭 1万円: 1,425円
 9千円: 425円

伝No: 10038 担当:0152

※本書保管上のお願い
 財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。



領収書

印紙

359622

有限会社牧野石油
 浜松法枝町SS
 静岡県浜松市南区法枝町530
 TEL 053-441-1953

売上 2018年 4月20日

オゲス カズオ 様
 1初現金

レギュラーガソリン	P-1(内)	
28.00 L	0146.0	4088円
01200.00		

合計 4,088円
 (内、消費税等(8.00%) 303円)

釣銭 1万円: 5,912円
 5千円: 912円

伝No: 10054 担当:0152

※本書保管上のお願い
 財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。
 21 7 2456



領収書

印紙

359622

有限会社牧野石油
 浜松法枝町SS
 静岡県浜松市南区法枝町530
 TEL 053-441-1953

売上 2018年 4月26日

オゲス カズオ 様
 1初現金

レギュラーガソリン	P-7(内)	
44.50 L	0146.0	6497円
01200.00		

合計 6,497円
 (内、消費税等(8.00%) 481円)

釣銭 1万円: 3,503円
 7千円: 503円

伝No: 10027 担当:0152

※本書保管上のお願い
 財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。